

入札公告

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査方式制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。なお、この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和8年8月20日

白子町長 緑 川 輝 男

1 入札に付する事項

- (1) 件名
町道2194号線・町道2198号線ガス経年低圧支管入替工事
- (2) 概要
別紙設計書による
- (3) 工期
契約締結日の翌日から令和9年3月26日
- (4) 工事箇所
白子町北高根（東）

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和8・9年度白子町建設工事等入札参加業者資格者名簿：工事（工種：管工事）に登載されている者で、令和8・9年度千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の「A」又は「B」等級に格付けされている者
- (2) 白子町建設工事請負業者等指名停止措置要領（令和3年白子町告示第130号。以下「措置要領」という。）による指名停止又は白子町契約に係る暴力団対策措置要綱（平成28年白子町告示第15号）による指名除外を、工事の入札の公告日から入札（開札）日までの間、受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は工事の入札（開札）日の前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあった者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (4) 配置技術者について、本工事の入札日現在、3ヶ月以上の雇用関係にある適正な技術者を配置すること。
- (5) 千葉県長生郡市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を得た本店を有し、引き続き3年間名簿に登載されている者
- (6) 官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）での同種の工事の元請けとしての施工実績を有する者
- (7) 房総ガス協議会ガス工事講習修了証（本支管工事コース（供給管を含む））を有す

る者

3 入札及び開札の日時及び方法

- (1) 入札日時 令和8年9月2日(水) 午前8時30分から
令和8年9月3日(木) 正午まで
- (2) 入札方法 電子入札システムによる
郵便及び電報等による入札は認めない。なお紙入札業者として参加を希望する場合には、白子町電子入札約款、白子町電子調達システム運用基準による。
- (3) 開札日時 令和8年9月3日(木) 午後1時から
- (4) 開札場所 白子町役場 総務課事務室
- (5) 開札立会 入札に参加した者又は開札立会委任状(基準別記様式3)を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

4 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 入札参加資格審査申請書の提出

落札候補者となった者は、下記の書類を開札日の翌日(翌日が土・日・祝日となる場合は、その翌日)までに電子メール又は持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ①白子町事後審査方式制限付き一般競争入札実施要領(以下「要領」という。)入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)
- ②業務経歴書
- ③建設業許可の確認のできるもの
- ④配置予定の技術者の資格を証明する書類及び恒常的な雇用関係を証明できるもの
- ⑤配置予定の現場代理人が兼任のときは「現場代理人兼任届」
- ⑥「配置予定の主任技術者等の他の工事への従事状況」
- ⑦建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(経営事項審査の結果通知書)の写し
- ⑧房総ガス協議会ガス工事講習修了証の写し

6 入札参加資格審査

- (1) 予定価格の制限の範囲内(最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内)において、最低の価格で入札をした者を落札候補者とする。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が不適格と認められた場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行うこととし、落札者が決定するまで同様に繰り返すものとする。
- (3) 審査の結果、落札候補者が適格と認められ、落札者として決定された場合は、当該

落札者に契約締結に必要な指示をするものとする。

- (4) 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者の審査を行わない。
- (5) 入札執行者は、落札候補者が資格を満たしていないと認めた場合には、当該落札候補者に、要領入札参加不適格通知書（電子入札）（要領別記様式第2号）を送付するものとする。
- (6) 入札参加資格不適格通知書を受けた者は、前項の通知を受けた日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていない理由を、書面により、入札執行者に対して求めることができる。
- (7) 入札執行者は、前項の求めがあったときは、その日から起算して3日以内に、書面により回答するものとする。

7 積算疑義申立

- (1) 入札に参加した者（電子入札において入札金額を入れなかった者又は入札金額を入れた後開札までに辞退した者を除く。）は、当該入札に係る設計に疑義がある場合、白子町建設工事の積算疑義申立手続に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）に規定する期間内に、金額入り設計書閲覧請求書（要綱別記様式第1号）を町長に提出して、当該入札に係る金額入り設計書を閲覧することができる。
- (2) 前項の規定による閲覧をした者は、当該入札に係る積算疑義がある場合において、積算疑義申立てをしようとするときは、積算疑義申立書（要綱別記様式第2号）を町長に提出するものとする。
- (3) 町長は、積算疑義申立てがあったときは、当該設計書に係る積算の内容を確認し、積算疑義申立てに係る回答書（要綱別記様式第3号）により当該確認の結果を、積算疑義申立て期間の最終日の翌日（ただし、白子町の休日に関する条例に規定する町の休日にあたるときは、その翌日）午後5時までに回答するものとする。この場合において、当該入札の落札者の決定は、回答の手続が完了するまで保留するものとする。
- (4) 積算疑義申立ての期間に積算疑義申立てがされなかったときは、当該積算疑義申立ての期間の最終日の翌日（ただし、条例に規定する町の休日にあたるときは、その翌日）午後5時までに入札の手続を再開する。ただし、町長が必要と認めるときは、当該時刻を変更することができる。

8 契約条項等を示す場所

本件に係る設計図書等の閲覧等については、入札情報サービスにより次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和8年8月20日（木）午前0時から
令和8年9月3日（木）正午まで
- (2) 縦覧場所 入札情報サービスによる
- (3) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、入札設計図書等に関する質問書の様式（別記様式第1号）を用いて電子メール、ファクシミリ又は持参により提出するものとする。その他の方法によるものは受け付けない。

※電子メール、ファクシミリの場合は、必ず受信を確認すること。

- ① 受付期間 令和8年8月20日（木）午前9時から
令和8年8月27日（木）午後5時まで

② 提出先 白子町ガス事業所
Eメールアドレス gas@town.shirako.lg.jp
電話番号 0475-33-3530
FAX 0475-33-7022

※質問に対する回答は、随時、町ホームページに掲載する。

9 入札の執行

入札期間内に提出された入札書が1通の場合でも、当該入札は執行するものとする。

10 入札に関する注意事項

- (1) 落札者となるべき同価格の入札者が2名以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (2) 入札書の提出後に入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。
- (3) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明した時は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。
- (4) 一般競争入札参加確認申請書の提出から開札手続きが終了するまで同一のICカードを使用し、有効期限が切れることがないように注意すること。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

契約金額の10分の1以上

(ただし、白子町財務規則第147条第5項の規定に該当する場合は免除する。)

13 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行できなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。

14 電子契約

本契約は電子契約の対象とする。

15 週休2日制適用工事

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」である。

詳細については、仕様書及び「白子町週休2日制適用工事实施要領」によるものとする。

16 問い合わせ先

白子町総務課 電話0475-33-2110 (直通)